

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2016-196516(P2016-196516A)

【公開日】平成28年11月24日(2016.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2016-065

【出願番号】特願2016-170847(P2016-170847)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/62 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 25/16 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/62

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 43/00 1 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月26日(2016.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ミミズの水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有するカテコールアミン産生促進剤を含有することを特徴とする、カテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療薬または予防薬。

【請求項2】

前記カテコールアミンの欠乏に起因する疾患が、アルツハイマー病及びパーキンソン病からなる群より選択される請求項1記載の治療薬または予防薬。

【請求項3】

ミミズの乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項4】

生ミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、粉末状ヒドロキシカルボン酸と生ミミズとを接触させ、水で希釈してpH2～5に調整し、3～180分間保持した後、生ミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備える請求項3記載のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項5】

生ミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、生ミミズをpH2～5に調整したヒドロキシカルボン酸水溶液中に浸漬し、3

~ 180分間保持したのち、生ミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備える請求項3記載のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項6】

ミミズの水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有するカテコールアミン産生促進剤を含有することを特徴とする、カテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物。

【請求項7】

前記カテコールアミンの欠乏に起因する疾患が、アルツハイマー病及びパーキンソン病からなる群より選択される請求項6記載の治療用または予防用食品組成物。

【請求項8】

ミミズの乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【請求項9】

生ミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、粉末状ヒドロキシカルボン酸と生ミミズとを接触させ、水で希釈してpH2～5に調整し、3～180分間保持した後、生ミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備える請求項8記載のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【請求項10】

生ミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、生ミミズをpH2～5に調整したヒドロキシカルボン酸水溶液中に浸漬し、3～180分間保持したのち、生ミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備える請求項8記載のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療薬または予防薬は、ミミズの水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有するカテコールアミン産生促進剤を含有することを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物は、ミミズの水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有するカテコールアミン産生促進剤を含有することを特徴とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法は、
ミミズの乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明のカテコールアミンの欠乏に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法は、ミミズの乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】